実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日	
姫路市 小坪		平成24年8月	令和3年3月	

1 対象地区の現状

,., ,,			
1) ±	19.0 ha		
27	14.0 ha		
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		9.6 ha	
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.2 ha	
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha	
4)±	④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 1.0 ha		
(備	考)	•	

2 対象地区の課題

耕作地を維持したいと思いつつも、高齢化や後継者問題に不安を抱えている状況であることから、長期的に持続可能な営農組合の活動内容や担い手確保などの検討が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

10年後の農地利用に関するアンケート結果で、「後継者の目途がついていない」と回答した農家が75%にもなったことは、将来、農地の適切な保全管理が困難となって耕作放棄地などが発生し、地域農業や地域環境が崩壊する恐れがある。しかしながら、個々の農家の自助努力にも限界があることも現実であることから、個々の農家は、除草や水管理などできる限り自らの農地の保全にかかわり、できなくなった農作業については中心経営体である集落営農組織が担っていくものとする。また、高齢化による集落営農機能の低下を防ぐために、各農家の中から受託作業の担い手となる後継者の育成に努め、持続可能な地域農業を目指していく。

(参考) 中心経営体

属性	性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
#	ŧ	小坪営農組合	麦・そば	5 ha	麦・そば	6 ha	小坪地区
集		小坪呂辰祖 古	水稲	1 ha	水稲	1 ha	小坪地区
計		1 人		6 ha		7 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

営農組合に委託する農地の管理

農家は除草などの周辺整備や水管理を行うとともに営農組合から指示された作業を行う。

鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣の目撃・被害発生場所等の情報共有を図り、侵入防止柵や捕獲檻の点検体制の充実をめざす。